

空き家適正管理のお願い

問い合わせ 建築住宅課建築指導係 ☎内線4217

放置され近隣住民や通行人に悪影響を与える空き家が増えています。空き家は、個人の財産で所有者や相続人、または管理者に責任があり、適正に管理をしていなければならぬの問題もありません。しかし、空き家が原因で被害が発生した場合、所有者や管理者に損害賠償責任が発生する可能性があります。

空き家は、次の項目を目安に、定期的な管理を行い健全に維持しましょう。

- 換気・通気
- 草むしり・庭木の剪定
- 郵便物の整理
- 建物傷みの補修

空き家の隣近所にお住まいの人や区長、班長に管理者の連絡先を伝えておき、連絡が取れるようにしておきましょう。

空き家の売却や賃貸を検討している場合は、不動産業者などに相談しましょう。

空き家解体補助事業

空き家の安全性の低下、環境の阻害、地域住民の生活環境へ

の悪影響などの問題が深刻化する前に、自主的に解体する場合は解体費用の一部を、予算の範囲内で補助します。

対象住宅 一年以上居住その他の利用実績がない個人所有の1戸建て、または併用(2分の1以上が住宅)で抵当権などが設定されていない住宅

※物置などとして利用しているものや、管理者などが同一敷地内もしくは隣接地に居住しているものは対象外です

対象者 次の①から③いずれかに該当する市税滞納がない人。

- ①空き家の所有者
- ②所有者の相続人
- ③所有者、または相続人から同意を得た人

対象工事 建設業法の許可、ま



たは建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた事業者が請け負う、空き家の全部を解体する工事で着手していないもの

補助額 20万円を限度に補助対象経費の3分の1以内

※空き家の建築日が昭和56年5月31日以前であった事が証明できる場合は10万円加算

申込期間 10月5日(金)から予算に到達するまで

申し込み 工事着手前に建築住宅課建築指導係へ

その他 詳しいことは市ホームページで確認してください

奨学資金貸付制度

来年度の奨学生を募集します

問い合わせ 学校教育課学校教育係 ☎内線3325

対象 市内居住世帯で高校、短大、大学などに進学予定、または在学中の人

募集人員/貸与金額

▽高校など 5人程度/月額2万円以内

▽短大・大学 10人程度/月額5万円以内

返済方法 卒業後1年を経過した翌月から、貸与期間の2倍に相当する期間内に月賦、または年賦により返済

申し込み 土・日曜日、祝日を除く、11月30日(金)までに学校教育課学校教育係へ



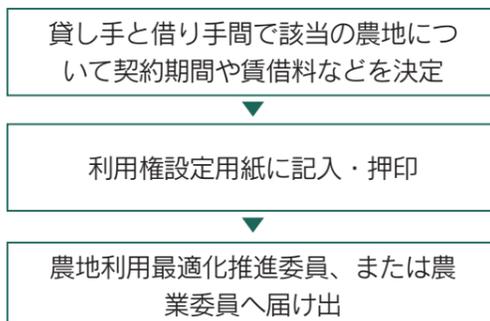
農地の貸し借りは安心して適正な利用権設定で

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎内線3241

農地の貸し借りは農地法(第3条許可)、または農業経営基盤強化促進法(利用権設定)による手続きが必要です。許可などの手続きをしていない貸し借りは法律に違反します。

口頭などによる個人的な貸し借りは、時間の経過により状況が変化してしまうなど問題が起こることがあります。利用期間を決めて、互いが安心して農地の貸し借りができる利用権設定をご利用ください。

利用権設定を行う場合は、10月末日までに農地利用最適化推進委員、または農業委員に連絡してください。なお、今年中に設定期間が終了するものも、貸し借りを継続する場合は更新が必要です。



森林に関するお知らせ

立木を伐採するときは届け出が必要です

貴重な財産である森林を無秩序に伐採することは、森林の多様な機能を損なうだけでなく、さまざまな災害を引き起こすなど、私たちの生活に多大な影響を及ぼします。森林法では、森林の立木の伐採前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村長へ提出することを義務付けています。また、伐採後の造林が完了したときは、森林の状況報告が必要です(森林法第10条の8)。

届け出が必要な森林 地域森林計画の対象となっている森林

※保安林は除きます

届け出者 森林所有者

届け出期限 伐採を行う90日~30日前

問い合わせ 農林課農林振興係 ☎内線3236へ

土地所有権移転などの事前届出制度

群馬県水源地域保全条例に基づき、森林の土地所有権移転などが行われる場合には、事前に届け出が必要です。

届け出対象 森林の土地 売買などを行う場合

届け出期限 契約締結予定日30日前

問い合わせ 利根沼田環境森林事務所 ☎4481、県林政課 ☎027(226)3216へ



市営住宅「谷地端第2団地」

入居者を募集します

問い合わせ 建築住宅課営繕住宅係 ☎内線4216

募集団地 谷地端第2団地(高橋場町2114-1)

構造 RC高層耐火6階建(A棟) / RC高層耐火7階建(B棟)

建築年度 平成4年度(A棟) / 平成6年度(B棟)

募集戸数と部屋の構成

▼2DK 1戸/洋間約7帖、和室6帖、DK、浴室、トイレ(洋式)

▼3DK 3戸/洋間約6帖、和室6帖×2、DK、浴室、トイレ(洋式)

▼4DK 1戸/洋間約5帖×2、和室6帖×2、DK、浴室、トイレ(洋式)

家賃 1万9000円~4万4000円

入居可能予定日 12月上旬

申込資格 次の①から④全てに該当する人

- ① 申込者の他に同居しようとする親族がいる(4DKは4人以上の世帯に限る)
 - ② 現に住宅に困窮している
 - ③ 市税を滞納していない
 - ④ 申込者、または同居しようとする親族が暴力団員でない
- ※収入制限があります
- その他**
- ▽連帯保証人1人(県内在住で入居者と同等以上の収入がある人)
 - ▽敷金3カ月(入居時の家賃で算定)
 - ▽駐車場1台分のみ(月額3000円)
 - ▽ペット不可
 - ▽沼田北小学校、沼田中学校区
- 申込用紙の配布** 申込用紙などは、建築住宅課営繕住宅係で配布、または市ホームページからも入手できます
- 申し込み** 土・日曜日、祝日を除く、10月17日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までに直接建築住宅課営繕住宅係へ
- ※申し込みが募集戸数を超えた場合、10月18日(木)実施の抽選で入居者を決定します